

千葉市情報公開審査会運営要領

第1 趣旨

千葉市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の運営については、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 調査審議の手続

調査審議の手続は、次のとおりとする。

1 審査会の調査権限に基づく調査の手続

- (1) 審査会は、必要があると認めるときは、不服申立てに係る処分庁又は審査庁（以下「諮問庁」という。）に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書（以下「対象公文書」という。）の提出を求めるものとする。
- (2) 審査会は、諮問庁に対して、相当の期間を定めて、開示決定等の理由を記した書面（以下「理由説明書」という。）の提出を求めるものとする。
- (3) 審査会は、対象公文書が大量であったり、複数の不開示情報が複雑に関係する場合において、事案の概要と争点を明確にし、審理を促進するために必要があると認めるときは、諮問庁に対して、理由説明書の提出に加えて、対象公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料の提出を求めるものとする。
- (4) 審査会は、諮問庁から理由説明書の提出があったときは、その写しを不服申立人に送付し、相当の期間を定めて、理由説明書に対する意見書の提出を求めるものとする。
- (5) 審査会は、不服申立人から前記(4)の意見書の提出があったときは、その写しを諮問庁に送付するものとする。
- (6) 審査会は、審議のため必要があると認めるときは、諮問庁の職員の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めるものとする。
- (7) 審査会は、前記(1)から(6)の調査のほか、審議のため必要があると認めるときは、対象公文書に市以外のものに関する情報が記録されている場合における当該市以外のものからの意見聴取その他必要な調査を行うものとする。

2 不服申立人等からの申出に基づく調査審議の手続

- (1) 審査会は、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。
- (2) 審査会は、不服申立人等の口頭での意見又は説明を聴くに当たって、当該不服申立人等から申出があったときは、補佐人の付き添いを認めることができる。
- (3) 審査会は、審査会に出席して意見又は説明を述べることのできる者の数を制限することができる。

第3 審査会に提出された意見書又は資料の閲覧等

1 資料等の閲覧等

(1) 資料等の閲覧等の申出

審査会は、不服申立人等から、審査会に提出された意見書又は資料（以下「資料等」という。）についての閲覧又は複写の申出（以下「閲覧等申出」という。）があった場合は、閲覧等申出書（様式第1号）の提出を受けるものとする。ただし、審査会は、資料等を不服申立人等への閲覧等に供することに支障がないと明らかに認められる場合は、閲覧等申出書の提出手続を経ることなく、当該資料等を閲覧等に供するものとする。

(2) 資料等の原則開示

審査会の会長（以下「会長」という。）は、閲覧等申出があった場合は、閲覧等申出を行ったもの以外のものの利益を害するおそれがあると認めるとき、行政運営上支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、当該閲覧等申出に応じるものとする。

(3) 閲覧等申出に対する決定等

ア 会長は、閲覧等申出に係る資料等の全部又は一部を閲覧等に供するときは、その旨の決定をし、閲覧等申出を行った不服申立人等に対し、その旨並びに資料等を閲覧等に供する日時及び場所を書面により通知するものとする。

イ 会長は、閲覧等申出に係る資料等の全部を閲覧等に供さないときは、その旨の決定をし、閲覧等申出を行った不服申立人等に対し、その旨を書面により通知するものとする。

ウ 前記ア及びイの規定による通知は、閲覧等申出回答書（様式第2号）により行うもの

とする。

(4) 閲覧等申出を行ったもの以外のものに関する情報の取扱い

審査会は、前記(3)のア又はイの決定を行う場合において、当該決定に係る資料等に、閲覧等申出を行ったもの以外のものに関する情報が記録されている場合は、あらかじめ、そのものの意見を聴くことができる。

(5) 千葉県情報公開条例第19条第2項第2号又は第3号に規定する利害関係人からの閲覧等申出

審査会は、千葉県情報公開条例第19条第2項第2号又は第3号に規定する利害関係人からの閲覧等申出があった場合は、前記(1)から(4)に規定する不服申立人等からの閲覧等申出があった場合の手續に準じて処理を行うものとする。

2 目録の作成等

(1) 目録の作成

審査会は、不服申立人等が容易かつ的確に閲覧等申出をすることができるよう、資料等を整理した審査会提出資料等目録（様式第3号）を作成するものとする。

(2) 目録の閲覧

審査会は、前記(1)により作成した審査会提出資料等目録を、政策法務課に備え置き、不服申立人等の閲覧に供するものとする。

第4 答申の内容の公表等

(1) 答申の内容の公表

審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとする。ただし、答申の中に、不服申立人等以外のものに提供することが適当でない情報が含まれている場合は、その情報に係る部分を除いた答申を公表するものとする。

(2) 答申書の写しの不服申立人及び参加人への送付

審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。

第5 会議の公開

審査会の会議は、公開しない。ただし、次に掲げる場合で、公正かつ円滑な議事運営に支障がないと認められるときは、審査会の会議を公開するものとする。

- (1) 不開示情報（千葉市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報）が含まれない事項を審議する場合
- (2) 不服申立人等が審査会において説明又は意見を述べる場合であって、これらのものがその公開を希望した場合

第6 議事録

1 議事録の記載事項

審査会の議事録は、開催日時、開催場所、出席者、議題、議事の概要（議題に沿って結論を簡潔に記載したもの）及び会議経過（結論に至った経過等の要点を記載したもの）を記載したものとする。

2 議事録の確定

議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

3 議事録の公表

前記2により確定した議事録は、千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱に規定する手続に基づき公表する。

第7 施行時期

この要領は、平成6年10月17日から施行する。

この要領は、平成12年11月13日から施行する。

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。